

タオス・インスティテュート・ジャパン会則

第1条(名称)

本団体の名称を、タオス・インスティテュート・ジャパン(The Taos Institute Japan: TIJ)とする。

第2条 (団体の所在地および事務局)

本団体の所在地は京都市とし、事務局は代表が指定する場所におく。

第3条 (目的)

本団体は、社会構成主義に関する研究や実践をする人々が相互に交流し、知識や経験を共有しながら社会構成主義の普及・発展に資することを目的とする。

第4条 (事業)

本団体は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- 4-1 社会構成主義に関わる研究および実践
- 4-2 社会構成主義に関わる研究会および大会の開催
- 4-4 The Taos Institute®との連携や協力
- 4-5 その他、社会構成主義の普及に関する活動

第5条 (会員)

本会は、会則の趣旨に賛同する者を会員として組織する。会員資格や入退会に関する細則は今後、検討し定める。

第6条（役員）

6-1 本団体に以下の役員を置く。

- (1) 代表
- (2) 運営委員
- (3) 実行委員

第7条（役員の任務）

7-1 代表は、運営委員から選出され、本団体を代表して業務を総括する。

7-2 運営委員は、代表を補佐し団体の業務を執行する。

7-3 実行委員は、イベントごとに運営委員会が招集し、イベントを責任を持って執行する。

第8条（団体の運営）

本団体の運営は本会則に則って運営委員会が行なう。今後、必要に応じて細則を定める。

第9条（イベントの実施）

9-1 イベントの実施に当たり、当該イベントの運営にあたる実行委員会を組織する。

9-2 イベントの会計は、当該イベント単独の予算を組み、決算をおこなう。

第10条（会則の改正）

この会則の改正に関しては、運営委員の合議によって決定し、公式ホームページで、会員に周知するものとする。

付則

1. この会則は、2023年9月21日から発効する。